

浜松市営住宅駐車場の管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）及び浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号。以下「条例」という。）に基づく市営住宅駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について必要な事項を定める。

(設置団地及び月額使用料)

第2条 駐車場を設置する団地名及び月額使用料は、浜松市営住宅条例施行規則（平成9年浜松市規則第73号。以下「規則」という。）のとおりとする。

(使用の許可基準)

第3条 駐車場の使用は、1住戸につき1駐車区画とする。

2 駐車する自動車は、規則第16条の2第1号に規定する場合を除き、自家用自動車に限るものとする。

3 次の各号に該当する場合は、条例第41条第1項第3号の規定を満たすものとする。

(1) 駐車場使用許可後に当該市営住宅の家賃を滞納した場合について、浜松市営住宅家賃滞納整理事務処理要領（以下「滞納整理要領」という。）第3条に規定する家賃滞納確認書（第5号様式）及び滞納家賃納付計画書（第6号様式）の提出がなされ、かつその履行が確認されたとき。

(2) 市営住宅の建替事業又は新たに市営住宅駐車場の有料化がおこなわれる場合、駐車場使用許可申請する者が当該市営住宅の家賃を滞納している場合について、滞納整理要領第3条に規定する家賃滞納確認書（第5号様式）及び滞納家賃納付計画書（第6号様式）の提出がなされ、かつその履行が確認されたとき。

(申請書への添付書類)

第4条 規則第17条第1項に規定する駐車場使用許可申請は、次の各号に掲げる書面を添付し市営住宅の入居者が行うものとする。ただし、規則第16条の2の規定に該当する場合を除く。

(1) 駐車しようとする自動車の車検証の写し

(2) 確約書（第1号様式）（3箇月以内に自動車を購入予定、又は自動車の名義が入居者又は同居者以外の場合に限る。ただし、割賦販売及びリース契約等によるものを除く。）

2 規則第16条の2各号の規定に基づく駐車場使用許可申請には、次の各号に掲げる書類

を添付しなければならない。

(1) 規則第16条の2第1号の規定による場合 介護サービス事業者等との介護等に係る契約書の写し

(2) 規則第16条の2第2号の規定による場合 医師の診断書、その他家事援助又は介護等を受けることが必要であることを証する書類若しくは親族等駐車場使用理由書(第2号様式)

(使用許可者の選考)

第5条 使用許可の申請をした者のうちから、自動車の保管場所等に困窮する実情等を調査し、困窮の著しいと認める者から順に当該保管場所の使用許可を受ける者(以下「許可者」という。)を決定する。

2 保管場所困窮順位の定め難いときは、公開抽選により許可者を決定する。

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、別に使用順位を定めて使用許可の予定者を定めることができる。

(使用許可)

第6条 条例第42条の規定に基づく駐車場使用許可は、駐車場使用許可書(第3号様式)による。

(返還)

第7条 入居者が市営住宅を明け渡そうとするとき、又は自動車の保管場所を必要としなくなったときは、返還する10日前までに駐車場返還届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

第8条 規則第16条の2各号の規定に該当する許可者は、当該事由が消滅したときは、速やかに駐車場を返還しなければならない。

(使用料の納入)

第9条 許可者は、使用料を毎月末までに当月分を指定金融機関に納入しなければならない。

2 月の途中において駐車場の使用を許可し、又は返還した場合において、その使用期間が15日未満のときは、その使用料は徴収しない。

(自動車保管場所使用承諾証明申請書)

第10条 自動車保管場所の承諾を受けようとする者は、自動車保管場所使用承諾証明申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(許可者の損害賠償責任)

第11条 許可者は、自己の責めに帰すべき事由によって、保管場所又はその付帯する設備を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(禁止行為)

第12条 許可者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 許可者の承諾を得て来訪者等が一時的に駐車する場合を除き、駐車区画を第三者に転貸、又はその使用权を他の者に譲渡すること。
- (2) 保管場所内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車に支障となる物品を持ち込むこと。
- (3) 駐車区画の原状を変更、又はこれに工作物等を設置すること。
- (4) 駐車区画を自動車の駐車以外の用途に供すること。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、保管場所の使用許可を取り消し、又はその明渡しを命ずることができる。

- (1) 規則第16条の2に規定する場合にあたらなくなったとき。
- (2) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (3) 使用料を3箇月以上滞納したとき。
- (4) この要綱又はこれに基づく市長の指示命令に違反したとき。
- (5) 保管場所の管理上必要があると認めるとき。
- (6) 市が公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- (7) 市営住宅の入居許可を取り消されたとき。

2 市長は、前条に基づき使用許可の取消しを行う場合は、駐車場使用許可取消し通知書(第6号様式)を配達証明郵便で通知するものとする。

3 許可者は、使用許可を取り消されたときは、直ちに当該駐車場を原状に回復し、市長に返還しなければならない。

(市の損害賠償責任)

第14条 市は、保管場所内における自動車の盗難若しくは損傷等の事故、人身事故又は自然災害等により、許可者及び使用者(以下「許可者等」という。)が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

2 市は、使用許可の取り消しによって生じた損失を補償しない。

(自治会等による駐車場管理)

第15条 市は、許可者等が構成員である自治会等から駐車場の管理について申し出があった場合について、地域自治の活性化、地域住民による適正な団地の管理に資するものと認めるときは、市長は、駐車場の管理に係る次に掲げる事項を委託することができる。

- (1) 駐車場の使用に関する市営住宅入居者からの問合せ等の対応に関すること。
- (2) 許可者等に対する通知書等の配布に関すること。
- (3) 許可者等に係る次の書類のとりまとめに関すること。

ア浜松市営住宅駐車場使用許可申請書

イ確約書

ウ駐車場返還届

エその他駐車場使用に関する届出書

- (4) 許可者等及び保有自動車の把握に関すること。
- (5) 駐車場管理台帳の整備に関すること。
- (6) 駐車場の秩序維持に関すること。

ア許可者等以外の自動車等の駐車場内進入及び駐車監視及び指導

イ駐車場区画以外の駐車に対する注意及び指導

ウ許可条件としての禁止事項及び遵守事項の周知及び指導

- (7) 駐車場及び車路の安全確保に関すること。
- (8) 駐車場の小規模修繕についての連絡調整に関すること。
- (9) 使用料納入の促進及び指導に関すること。
- (10) その他駐車場管理に関すること。

2 指定管理者制度を導入している団地においては、指定管理者と自治会とで協議の上、市長の承認を得て、前項各号に掲げる事項を自治会等に再委託することができる。

3 前2項により委託する場合の基準委託料は、別表1のとおりとする。

(行政機関の公務による使用)

第16条 行政機関が入居者に対し公的業務を履行するため駐車場を必要とする場合は、管理者(指定管理者制度を利用している場合は、指定管理者)は、必要に応じ空駐車場について一時使用を許可することができる。この場合は目的外の使用許可承認は不要とする。

使用の手続きは、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 9 月 2 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。